

## 議案第35号

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年2月17日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

杉並区国民健康保険条例（昭和34年杉並区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第13条の3第2号中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

第14条の4第1号中「100分の6.30」を「100分の6.45」に改め、同条第2号中「3万2,400円」を「3万3,900円」に改める。

第14条の8中「51万円」を「52万円」に改める。

第14条の12第1号中「100分の2.17」を「100分の1.98」に改める。

第14条の16中「16万円」を「17万円」に改める。

第15条の4第1号中「100分の1.56」を「100分の1.45」に改め、同条第2号中「1万5,300円」を「1万4,700円」に改める。

第15条の5中「14万円」を「16万円」に改める。

第18条の2中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第1号ア中「2万2,680円」を「2万3,730円」に改め、同号ウ中「1万710円」を「1万290円」に改め、同条第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同号ア中「1万6,200円」を「1万6,950円」に改め、同号ウ中「7,650円」を「7,350円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改め、同号ア中「6,480円」を「6,780円」に改め、同号ウ中「3,060円」を「2,940円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区国民健康保険条例第14条の4、第14条の8、第14条の12、第14条の16、第15条の4、第15条の5及び第18条の2の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

保険料率を改定する等の必要がある。

## 杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第13条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第18条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。))及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。)並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第13条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第18条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。))及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。)並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金</p>

及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の5の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金(以下「療養給付費等交付金」という。)を除く。)の額の合算額(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第14条の4 一般被保険者に係る基礎

及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の4の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金(以下「療養給付費等交付金」という。)を除く。)の額の合算額(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第14条の4 一般被保険者に係る基礎

賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の6.45

(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき3万3,900円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額）

（基礎賦課限度額）

第14条の8 第13条の4又は第14条の5の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の4の基礎賦課額と第14条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第18条の2において同じ。）は、52万円を超え

賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の6.30

(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき3万2,400円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額）

（基礎賦課限度額）

第14条の8 第13条の4又は第14条の5の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の4の基礎賦課額と第14条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第18条の2において同じ。）は、51万円を超え

ることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第14条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の1.98

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 略

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第14条の16 第14条の10又は第14条の13の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第18条の2において同じ。)は、17万円を超えることができない。

ることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第14条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.17

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 略

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第14条の16 第14条の10又は第14条の13の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第18条の2において同じ。)は、16万円を超えることができない。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の1.45

(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万4,700円(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額)

(介護納付金賦課限度額)

第15条の5 第15条の2の賦課額は、16万円を超えることができない。

(保険料の減額)

第18条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第13条の4又は第14条の5の基礎

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の1.56

(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万5,300円(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額)

(介護納付金賦課限度額)

第15条の5 第15条の2の賦課額は、14万円を超えることができない。

(保険料の減額)

第18条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第13条の4又は第14条の5の基礎

賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円）及び第14条の10又は第14条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに第15条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従

賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）及び第14条の10又は第14条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）並びに第15条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従



者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規

者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規

定する条約適用配当等の額をいう。  
以下この条において同じ。)の算定  
についても同様とする。以下この条  
において同じ。)及び山林所得金額  
並びに他の所得と区分して計算され  
る所得の金額の合算額が、地方税法  
第314条の2第2項に規定する金  
額を超えない世帯に係る保険料の納  
付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等  
割額 被保険者1人について2万  
3,730円

イ 略

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険  
者均等割額 被保険者1人につい  
て1万290円

(2) 前号に規定する総所得金額及び  
山林所得金額並びに他の所得と区分  
して計算される所得の金額の合算額  
が、地方税法第314条の2第2項  
に規定する金額に26万円

に当該年度の保険料賦課期日(賦  
課期日後に保険料の納付義務が発生  
した場合にはその発生した日とす  
る。)現在において、その世帯に属  
する被保険者の数と特定同一世帯所  
属者の数の合計数を乗じて得た額を  
加算した金額を超えない世帯に係る  
保険料の納付義務者であつて前号に

定する条約適用配当等の額をいう。  
以下この条において同じ。)の算定  
についても同様とする。以下この条  
において同じ。)及び山林所得金額  
並びに他の所得と区分して計算され  
る所得の金額の合算額が、地方税法  
第314条の2第2項に規定する金  
額を超えない世帯に係る保険料の納  
付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等  
割額 被保険者1人について2万  
2,680円

イ 略

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険  
者均等割額 被保険者1人につい  
て1万710円

(2) 前号に規定する総所得金額及び  
山林所得金額並びに他の所得と区分  
して計算される所得の金額の合算額  
が、地方税法第314条の2第2項  
に規定する金額に24万5,000

円に当該年度の保険料賦課期日(賦  
課期日後に保険料の納付義務が発生  
した場合にはその発生した日とす  
る。)現在において、その世帯に属  
する被保険者の数と特定同一世帯所  
属者の数の合計数を乗じて得た額を  
加算した金額を超えない世帯に係る  
保険料の納付義務者であつて前号に

該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について1万6,950円

イ 略

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について7,350円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に47万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について6,780円

イ 略

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2,940円

該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について1万6,200円

イ 略

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について7,650円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に45万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について6,480円

イ 略

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3,060円